

第2回富士市まちづくり活動推進条例検討会議 議事録

日時：平成26年4月24日(木) 18:30～21:20

場所：市庁舎8階 政策会議室

◎出席者(敬称略)

委員長：日詰 一幸(静岡大学教授)
副委員長：杉山 由隆(富士市町内会連合会会長)
委員：齋藤 立己(富士市生涯学習推進会連合会会長)
松本 玲子(富士市社会福祉協議会会長)
和久田 恵子(中部ブロック代表)
望月 恵子(東部ブロック代表)
石川 計臣(北部ブロック代表)
松野 俊一(南部ブロック代表)
西森 共二(西部ブロック代表)
加藤 崧(北西部ブロック代表)
明石 武彦(一般公募委員)
佐久間 恵(一般公募委員)
今村 優子(一般公募委員)
オブザーバー：加納 孝則(市民部長)
事務局：まちづくり課 7名

1 開会

2 市民憲章唱和

3 市民部長挨拶

4 講話「地方分権時代における条例と富士市のまちづくり活動」(講師：日詰委員長)

5 議事(進行：日詰委員長)

(1) 前回の意見集約・要点確認(事務局から説明)

(2) 意見交換・質疑応答

(E委員)

今、日詰先生の話聞いて、大分理解できました。色んな所で条例が作られていますね。富士市にはすでにまちづくりセンターがあって、まちづくり推進会、まちづくり推進会議があって、そこには生涯学習推進会とか、女性の会とか、様々な団体があって、私たちなりに、富士市には立派な組織ができていると思っています。今度はそれを一歩前進させて、より良くしていこうということで、それはそれでいいと思います。しかし、他の地域も、富士市のようなまちづくり活動を活発にやっているのでしょうか。他の地域はまだ富士市に追いついていないので、条例を作って進めようとしているのか、あるいは、富士市よりも先を進んでいるのか、その辺を感覚でいいので教えてください。

(委員長)

なかなか一概に言いづらいところがあります。条例を作って、ある施策を推進する、あるいは、さらに発展させる、という考え方もあります。

(E 委員)

今回はある程度地区のまちづくりの形ができていて、その上で条例を作ろうとしているので、これは困難ではないかと思っています。基本理念と違う団体が、それぞれの地区にあって、複雑に関係性をもっているの、逆の進めかたの方が良かったのかなと思います。条例にあった組織を作る方が、やりやすかったのかなと思いました。

(委員長)

自治体によって背景が違うのかなと思います。たとえば、宗像市では、各地域でのコミュニティ活動というのを、相当昔から盛んにやっていたようです。70年代くらいから盛んに行われていて、市としてそういった活動を包括的に推進できるような条例を作りたいという考えがありました。そこに、市民のコミュニティ活動への参加を促すと同時に、市の政策形成の部分への参加も進める内容を加えた条例を作りたいということで、制定作業が始まったようです。当初は、参加の条例と、コミュニティ活動の条例と、分けて作るという案があったらしいですが、宗像市の場合は、その二つを分けるという発想がそもそも出てこない土壌であり、参加とコミュニティ活動は一体のものだということで、両方を包括的に保障する条例にした方がいいということになったそうです。その背景には、「宗像のまちづくり」、というのがベースにあって、その形をきちんとした形にしていく、という意味での条例を作ったのではないかと推察します。このように、それぞれの自治体で、条例の作られ方の背景にはいろいろあると思います。このため、富士市にとって一番適した条例はどういうものかということ、考えたほうが良いと思います。

(C 委員)

地方分権を進めて、各自治体が独自性のあるオリジナリティな施策ができるようになり、それぞれが魅力を伝えることができるようになって、人々が住むまちを選ぶようになってきた、というお話があったと思います。そういうことから考えると、やっぱり独自性のある、魅力的なまちというものに、人は魅力を感じるのだと思います。今、それぞれの地域がそれぞれで、独自性のある魅力的なものを立ち上げてやっていますが、それを条例という拘束性のあるところに持っていくと、ある程度縛らなければならなくなってきたときに、個性が薄まってしまわないかということと、逆に、条例自体の文言が、全部の地区のことを平らかにするために、ものすごくあいまいで抽象的な言葉でしか表現されずに、市民にわかりづらいものになってしまうのではないかという懸念があります。その辺はどうなのでしょう。

(委員長)

条例というものの性格で考えてみますと、かなりテクニカルな部分で、細かく規定していくやり方をとっているところもあります。逆に富士市のコミュニティはこういう風にしたかったか、こういう風にあるべきだ、みたいな、理念条例というものに近いものは結構あります。非常に大きな枠組みだけ、条例で規定をしておいて、誰が役員になっても、この精神は変わらない、あるいは、誰が担当者になっても、この精神は変わらない、ということ、きちっと条例の中に盛り込んでおいて、具体的な手続き的なところというのは、規則などに落とし込んでいく、というやり方、あるいは、委任規定という言い方もしますが、また別の条例を作るというやり方もあると思います。今回作る条例の大きな枠組み、あるいは性格として、理念条例にするのか、細かく踏み込んだものにしていくのかという議論は当然あるだろうと思います。

(C 委員)

そこがちょっとわからなかったです。この先どう進めていくのかわからなかったので、お聞きしました。

(委員長)

そのあたりは、これから皆さんで議論することかもしれません。

(J 委員)

先ほどの、ご講義の中で、条例の制定方法には、議員によるもの、首長によるもの、住民の直接請求によるものがあるということでした。今回の条例は首長による提案ということですね。

(委員長)

それでいいですね。

(J委員)

そうなりますと、提案の背景をもう一度説明していただけますか。今ここで、委員の皆さんのお話を聞いていると、富士市はすでに活発にやっているじゃないかというお考えがあるようです。条例をこれから作ろうとしている、背景や目的をもう一度伺えたらと思います。

(A委員)

今の関連でいいでしょうか。委員長の先ほどの講話では、首長からの提案と言いましたが、富士市の場合はこちらかと言うと議会から出た問題ではないかと新聞等を見ると思います。今のまちづくり推進会議はなぜだめだったのかということがわからないまま、まちづくり協議会に変わって行くことになります。われわれから見るとちょっと違うのではないかと思います。ここまできたら前に進まなければならないですが、例えば条文とか前文の中に、少子化が進むとか、高齢化するというのは、当たり前の話ですから、それを書くことは返って抽象的になります。今までのまちづくり推進会議は何が問題で、どうしてまちづくり協議会の設立が進んで行ったかを示し、その中で各地区の整合性を持たせるか、地区の独自性を持たせるかを判断をしながら作っていくことになると思います。条例の検討については、各団体から話が出て作ろうという話ではないと捉えています。

(事務局)

条例制定の目的についてですが、条例を制定しようという発端は、富士市まちづくり推進計画を策定するときに、富士市の現状、課題等、人口減少・高齢化という全国的な課題に直面する中、もう一度、地域コミュニティの活動を活発にするにはどうしたらいいかということで、検討を重ね計画を策定したという経緯があります。

今後将来にわたって、持続可能なコミュニティ作りをするためにはどうしたらいいかということで、さまざまな検討をして、基本指針の「持続可能なコミュニティづくり」を達成するためにどうしたらいいかということで、様々な検討をしてきました。

その中で、「活動の実施体制」ですとか、「人づくり」ですとか、「活動の場、連携」という視点を3つ設けて、その中で、具体的にどのようなアクションを進めたらよいかということで、様々な方策を示させていただきました。

その中で、まちづくりセンターを活動の拠点として、「改築の際には使い勝手がいいように整備をする」、ということや、活動の実施体制の中で、「行政からの支出金の見直しをする」、といった具体的な方策の一つとして、そもそも地区のまちづくり活動の位置づけを明確にするべきではないかという課題に対して、「地域コミュニティを推進する条例の制定について検討する」という方策を示させていただきました。計画に示された方策に基づき、条例を検討するというので、今回の検討会議に至っているという経緯があります。

なぜ条例を制定しなければならないのかということですが、過去からの検討の経過を踏まえて、持続可能な、足腰の強い、地域コミュニティづくりということを、実現するために、ひとつのツールとして、条例の制定を目指していきたいということです。

(市民部長)

補足させてください。今現在、かなり活発な活動がされているという、皆さんの認識があると思います。確かに町内会の加入率なども、他の自治体はかなり低いところもありますが、富士市は90%近い数字をキープしているという、そういう元気な時だからこそ、地盤をもっと強固にして、将来を見据えていこうという考え方はありました。

そういう中で、今のまちづくり推進会議は位置づけが明確に無いので、そういう組織が将来的にはどうしていこうか、計画の中でも、包括的な補助金なんかも計画されているが、コミュニティが活発になって、1つ1

つの地域が、強いものになっていけば、例えば、市が合併して大きくなっても大丈夫だよ、という考えもありました。要するに、地域力を高めていく、地域力というのは、小学校区程度の地域の地域力もあるし、富士市という自治体の地域力もあるのですが、核になる地区のまちづくりをしっかりとすれば、富士市は大丈夫だよということです。条例で、こういったまちづくりの理念というものを示して行きたい、ですから、今の活動を縛るということではありません。私のイメージでは、今実施されている活動でも、ある一部の人しか参画していないとか、無関心な人も結構いると思います。そういう人たちを、底上げをして、地域力を高めるためにも、条例という形が必要なのかなというイメージでいます。

先ほどの構成の一覧の中で、組織の位置づけが「認定」というところがありましたけど、これは、まだコミュニティの活動が活発ではなくて、こういう組織を作れば、財政的な支援をするよ、人的な支援をするよという内容のものかと思っています。そういう中でも、条例を作って働きかけをする例と、今あるものをベースに条例を作って、目標として示すことで、もう少し活性化していこうという、2つの進め方が確かにあると思います。

ですので、富士市がこれから目指すところは、まちづくり協議会を条例の中に位置づけて、そこに、どういう活動を求めるのか、あるいは、市民がどう参画していくのか、それに対して行政はどういう支援が必要なのか、そんなようなことを理念的に謳い込むことができればいいのかと、個人的には思っています。そこが、これから皆さんで検討していただき、この後のスケジュールの中にもありますが、各まちづくりセンターに出て、地域の皆さんにも検討状況を聞いていただき、御意見をいただく場を設ける予定でいます。

最終的なゴールが明確に見えていないところで、この検討会議がスタートしています。皆さんの意見を伺いながら、だんだん条例の形を作っていく予定です。まず条例のフレームには、「どんなことを盛り込んでいったらいいのか」、というところから議論をしているものですから、委員の皆さんもイメージがしづらいのかなと感じています。

(委員長)

条例制定の必要性の問題について、皆さんのご理解がまだ十分ではないということだと思います。市民協働推進条例を作るに当たって、富士市は、市民協働というのはすごく重要だと捉えていて、実際のNPO法人自身の活動も富士市の場合には全国に出してもおかしくないような法人が出てきている現状にあります。

そういう状況にあって、行政だけでは解決できないような部分も、NPO法人が担えるような状況になってきました。しかしながら、NPO法人に対する市の方々の理解というのがなかなか進んでいない現状もありました。このため、こういう条例を作って、これを梃子にしながら、NPOが活動しやすい環境を作らない限り、富士市にはNPOが活躍できる場というのが十分に生まれていかないのではないかとこの危機感が関係者の中にありました。

こういう条例を作ることによって、市の方々の理解を促進させると同時に、NPOが活動しやすい環境を作ることによって、市の理念としているような市民協働をさらに進めていこうということとなり、そのためには条例が必要という意見交換が、この条例を制定するにあたっての懇話会の中ではありました。このため、条例を使って、市の方々にNPO活動を理解させようという意味合いもあります。

この懇話会に入っている中で驚かされたのが、いろんな施策はあるのですが、11条の中にある、適正な事業費という点です。どちらかというとNPO法人は、行政から委託を受けますが、委託額を算出するときに、非常に安く使われる傾向があります。そういった現状から、行政の下請けだと言われてしまう場合もあります。

11条では、そういうことを阻止しようということが謳われています。よくこの内容を市の方々が認めたと思います。つまり、事業費の正当な回収という意味で、NPO自身が正当に活動しているのにもかかわらず、市がなかなか認めてくれないという場合があるわけで、こういった現状をなんとかして食い止めようということで、この部分ができていくわけです。ここで適正な事業費を算出する義務を市に負わせているわけです。これは非常に画期的な条例になっていると思います。

今の状態では、まちづくり推進会議そのものが条例みたいなもので、法的な存立の基盤というか、設立の根拠が無いわけです。そういうものをして、きちっと位置づけようという話は、当然あっていいことだと思います。逆に、まちづくり協議会が活動しやすい環境を作り出すためにはどういうものが必要なのかということ、条例という枠の中で位置付けることはありえるだろうと思っています。

(J委員)

私は、今、まちづくり協議会に参加して活動している者ではないので、今までの流れが分からないところもあったのですが、皆さんが本当に心配されているのは、それぞれの地区で、きちんと活発にやっているのに、それをとやかく言われるんじゃないかという感じなのかなと思っていました。

逆にいえば、それぞれの地区でやっていることを、きちんと、条例という形で認めてもらって、例えばお金のことにしても、今これから作っていく条例の内容によっては、とやかく言わせないようなこともできるということですよ？

(委員長)

条例には拘束力がありますから、それはできます。

(J委員)

ですので、各地区の事情とか、現状を出していただいて、ご心配に思っていることを、そうでない方向に持っていけるようにしていけばよいですよ？

(委員長)

そういう意味での条例の使い方というのは当然あります。

(H委員)

反論するつもりはないのですが、今のご意見を伺っている範囲だと、地域は崩壊してしまいます。すでに27年間というまちづくり推進会議が成熟していると思います。成熟しているのに、条例が何にもなくて、要するに、やりたいようにやってきたわけです。それに後付けで、今、条例を作ろうとしていますから、もうすでに成熟した各団体が、例えば私の地域には、23団体もあります。それぞれの団体が、自分の規約を持って運営しているわけです。

今回、まちづくり協議会という大きな枠組みができて、ここに規約ができます。その規約で、23団体を縛るわけにはいかないのです。当初地域の力こぶ増進計画が市から示されたときには、地区の様々な団体を十把一からげにしましょうという提案だったわけですよ。それが今ある実態を活かしながら、作り上げていきましょうという形に後退して、取組を進めてきている経緯があるわけです。

ですから、本当に条例を作るのが難しいなと思っているわけです。今、既存の団体が動いていて、しかも成熟している、立派に機能しているものが、条例で縛られてしまうと、これまでの活動は何だったんだという話になる可能性が非常に強いです。

私は、ネガティブに考えるつもりはまったくありませんし、ポジティブに考えていかなければならないだろうと思っているのですが、そこがせめぎあいだと思います。今作ろうとしている条例を、期限付きにするのか、あるいは未来永劫のものにするのか、という議論も必要ですし、まずは、今あるものを、このレベルまで持つてくための条例を作りましょうといった考え方も必要になるのではないかと今思っています。

言葉で言ったりペーパーで示したりするとすごく綺麗に見えますが、実際核心に近づいてみたら、現実はそのじゃないですよ。そういった現実を、どう反映させるかを、我々がやらないといけないよなと思っています。私も、地域を代表して出席していますから、地域の実態は分かっています。他の委員の皆さんもそういうことだと思います。どこも、自分の地区は立派にやっていると思っているわけですから、それを潰すようなことをやってはいけないと思います。これだけは絶対、後ろへ引かないつもりでいます。

(委員長)

皆さんの思いというのはそこに集約されるのではないかと思います。仮に条例を作るとしても、地域の独自

性が活かされるような形のものにしない限り、今まで築き上げてきたものがあるわけだし、それを白紙にすることはありえないだろうと思います。

(H委員)

東京発の東海道線が大阪へ到着するような、1本線ではいけないと思います。途中で身延線を経由して、中央線を通ってまた名古屋へ出て行くような、現実にはそういう泥臭さがあります。でも今は、それを潰すわけに行かないのですよ。

(委員長)

おっしゃるとおりだと思います。今の現状を活かしつつ、仮に条例を作るとすればどんな形のものができるかということを検討していくことになると思います。

(H委員)

そういう方向性の条例を作っていくべきだと考えます。

(G委員)

今の富士市の中では、私どもは、田舎の地区です。合併して6年になりますが、合併当初、富士市24地区の形に合わせました。生涯学習推進会には、5つの部があり、その活躍たるものは、話に聞いていましたが、やはり1番中心的な団体でした。各地区における年間行事等を含めても中心的な存在で、そこへ、区長会とか、他の団体も協力しながら、成果を出していきました。

私ども、西部地区の代表として来ているわけですが、富士川地区と松野地区というのは、合併して6年なのです。生涯学習推進会があり、区長会があって、まちづくり推進会議の議長として顔を出していますが、まちづくり推進会議が何をやっているかということ、いわゆる太鼓持ちですよ。行事があるたびに、生涯学習推進会の5つの部に対して、あれをやるから頼むね、これをやるから頼むね、と協力をお願いします。区長会に対しても同じようにお願いします。それぞれの団体が協力して、1つの行事をやってきました。

そういう現状がある中で、いわゆる計画というものが示されました。そして、次はまちづくり協議会をつくれという話です。果たして、この取組がどれくらいまで浸透しているのでしょうか。計画書を見れば、綺麗な言葉が並んでいますが、実態においては各地区の状況は泥臭いですよ。高齢化の問題や、年度の交代における役員の交代など、様々な問題を抱えています。そういった苦勞と、物事を決めるまでの過程の大変さがわかりますか。

それからもう一つ、行政との関わりという点で、昨日の新聞に、富士市の各地区のまちづくり地区担当班長が集まって勉強会をやったという記事がありました。班長だけに研修をやって何になるのでしょうか。地区に住んでいる、富士市の職員たるものは、年間行事のイベントとかに、こぞって出るべきです。地区の班長さん達が、これからどれだけ、地区に住んでいる職員を引き上げて、参加させるのか、どういふ努力をするのか分かりません。今の行政と地域なんて、極端に言えば、俺は市の職員だと言って、年間行事などに全然出ないで傍目で見えていたり、俺は公務員だからそんな所には出られないよと一歩引いていたり、といった感じではないですか。それぞれの地区においては富士市の勤めている職員が何千人といる中で、相当な人数がいると思います。そのうちどれだけの人数が出てきていますか。

(E委員)

私は比較的楽観的に考えています。まちづくり協議会ができましたので、26地区でやらざるを得ません。長い目で考えていくことが必要だと思います。26地区様々なシステムで考えていますから、そのうちのいくつかの地区でおそらく、模範となるようなモデルが出てくると思います。それを何年か先に参考にして、うまく進めればいいのかと思っています。

それともう一つ、いただいた資料ナンバー2の中の、F委員の意見があり、私はこういう形になるのかなと思っています。それは、「既存の良さを生かした、各種団体をつなぐネットワークを構築したい」という所で、各種団体の良いところですね。例えば、福祉推進部会を作ったとすると、民生委員もいる、保護司もいる、福

祉推進会議から、お互い話し合っ、いいところを取っ、いい方向に向けて協力していこうという意見だと思っます。確かに皆さん、これからどうなるのかなど不安だと思っます。

ただ一点だけ、条例に書くのであれば、一番最初から言われている、役員のなり手不足というのだけは外してもらった方がいいのかなと思っます。要するに先生から説明があった、地域コミュニティが注目される背景、地域のことは地域でやっていかないと、もう難しくなっていくんだよと、行政は隔々まで目が届かないから、ぜひみんなで助け合っていきましょうと、そういう理念を前文に持ってきた条例がいいと思っています。人手不足、役員のなり手が無いというのは、今度の協議会については、今の段階では、役員は逆に増えていますので、それはあんまり前面に条例では出さない方がいいのかなと思っます。

(副委員長)

今、皆さんの意見がいろいろ出ました。私は立場上、全地区26地区の方に行っ、実態を見させてもらっ、非常にいいところもあると思っています。例えばG委員のところは、市の職員が出ていないという話でしたが、それは市長の行政懇談会でも、まちづくり地区担当班長を中心に出るところはすごくいっぱいあるわけですよ。そういう地区を真似して、市の職員が、まちづくりに一緒になっ、活動するためには、どうやり方がいいのかということを探しながら、そのいいところを地区の連合会長に情報提供しています。

例えば1つの行事をやるのに、まちづくり地区担当班が、やきそばを担当した、という地区もあります。各地区の名簿に、この地区には、市の職員が何人いますというのが出てきているはずですよ。それを、遠慮しないで、その地区の区長なり、町内会長を通して、話をさせてもらえれば、市の職員も出てきてくれます。ただ、それを言わないでそのまま下がっ、いっ、いつまでたっ、行政も、私は行政職員だから、というスタンスになっ、消防がいい例なのですが、消防団員の不足の場合について、市の職員も特例ではありませんと、確認しています。市長との行政懇談会でも聞きましたが、市の職員も、消防団員になる人もいるという話ですよ。

全地区26地区の中でいろんな良さがあっ、地区の組織がH委員のところは23団体あると言いました。一つ一つの組織を見ると、そこにいる組織の人は、自分の組織が、やっぱり1番かわいいですから、それぞれにいろんな行事が増えてきます。私がまちづくり協議会の立場で見ると、同じような行事が、女性の会もやるし、福祉推進会もやる、そうすると地区から行事が多過ぎて何とか統合してくださいという形で、私は、今回のまちづくり協議会で、横断的な課題、要するに、横の連携をもう少し見ながら、これを進めていきたいなど、捉えています。ですから、行政が言う、生涯学習、福祉推進会、既存の団体は解体しないで残しながらやっ、していきたいというのは、僕は横の連携をもう少し横断的な課題で見ながら、整理をしながら、やっ、なければいけないのではないかなと思っています。初めは我々もすごく反対したのですよ。市民部長に対して、今この時期になぜやるのかと、さんざん論議しました。ですが、今、富士市が活性化しているときに、あえて整理を、きちっとした横断的な課題をやっ、していきたいということで、けっして縛るとか、そういう意味合いではありません。まだまだ27地区の連合町内会長さえ、認識が浅いので、今度6月にもう一度、全体を通して意見交換をやりながら、しっかりと理解を促さないとうまくいかないと思っます。腹の中でこんなやりたくはないと思っ、いっ、決し、時間を延長してでも、みんなが理解して、やるという雰囲気になるまで、しっかりと待っ、やりましょ。行政が、何年何月からやりたいというのはよくわかります。そういう面では、もう1年延ばして、みなさんと意見交換をきちっとして、納得した上でやっ、いきたいというのは、私は行政に申し入れてあります。

E委員の言う、合併して6年で、まだまだ、旧富士市と旧富士川町の本当の中身の合併が、いろんな論議をした上で、やられていないのではないかなという印象がある中で、今度はまちづくり協議会を設立という疑問もよくわかります。その辺りをもう少しちゃんと、松野・富士川地区にも行政は説明をして、理解を求めて、それぞれがお互いに納得した上でやっ、いきたいと、こう思っ、松野の連合会長や、富士川の連合会長には、「なにかあったら私行きますよ」と言っ、

いごとで返ってきています。

(G委員)

だいたい各地区における団体というのは、20～25くらいあります。その辺が協力し合って、一つの年間行事などをやっていけば、それで私はいいと思っていました。そこへまちづくり推進会議というものが今度はまちづくり協議会に変わって、生涯学習と区長会などを含めたいろいろな形の中で、いわゆる補助金の問題も含めて、いったいどうなるのだと心配しています。まだ合併して日が浅いのに、なんで変えていかなければならないのか、やっとうまく軌道に乗りつつあったところへとそれを変わってくということは、どういうことなのだとということです。理解してください。

(E委員)

やっとな生涯学習推進会を育てて、まちづくり推進会を育てて、また新しい組織を作らせるのかということですね。

(副委員長)

松野と富士川の実態はよく分かります。

(G委員)

松野と富士川というのは26区のたかだか2つの区です。しかし、富士市と合併して26区になった一員ですから、置いていかないでください。

(副委員長)

そんなことは思ってないですよ。G委員が、西部地区を代表して来ていますので、熱くなる気持ちはよく分かります。私もその立場になれば、やっぱりそういう意見を言うと思います。時間はかかるかもしれませんが、どういう形で条例にできるか分かりませんが、お互いに理解したうえで、みんなで、このメンバーで決めて、それから、他の意見も取り入れて、本当にこれでいいのかという形で進めていければと思います。条例をこれから一から作っていきこうという矢先ですので。逆にこういう場でしっかり論議をしないと本当の成果は出てこないと思います。黙っていれば、また絵に描いた餅で、ただ条例が一人歩きしかねません。それではいけないと思っていますので、できるだけお互いに実態を話して、理解した上でやっていくというのが大事だと思います。それで1年遅れるならば、あえて1年遅らせても、中身のあるものを作っていきたいという話を、今、論議をさせてもらっています。

(C委員)

先ほど私が、あいまいな抽象的な形という風に言ったところは、抽象的な形にした方がまとめやすいかなと思ったので、発言をしました。事細かにはたぶん決められないと思うのです。今まで出てきたように、地域によってやり方がいろいろありますが、実際には前回にも言いましたが、やっている内容は同じものがたくさんあるわけです。文化祭やります、運動会やります、敬老会やります、共通しているものはいっぱいあるのです。それらを把握しながら、条例を作り上げていく中で、地域独自で開発してきたやり方までには触れることなく、作っていけばいいのかなということを思いながら、発言をさせていただきました。ただ、その時に、市民協働推進条例との違いというのが、いまひとつわかりません。これも割りと抽象的にまちづくりのものとか、役割を分担してとか把握してというのが入っていたので、似たような条例にならないかなと思っています。

(委員長)

基本的な条例の作りこみ方のオーソドックスなところというのは、例えば1条から7条くらいまでですかね、前文から1章の部分は総則になっているので、このあたりはどの条例でも似たようなものにならざるを得ません。実質的なところは第2章ですので、市民協働の推進に関する基本的な施策というところでして、これが1番この条例の核です。要するに、皆さんが取り組んでいらっしゃる地域での活動をより活かして、さらに市全体を発展させるための最低限のものは何なのかというような所を盛り込んでいくことになるかと思っています。だから環境整備というか、これだけほとにかくやらないとだめだというようなものを条例として保障していく形

になろうかと思います。

(I 委員)

今、先生のお話を聞いて、少し安心したのですが、細かく条例の中で縛りをという風になると、先ほどから皆さんが心配していたとおりになってしまうと思っていました。私も実は条例の件で3つ関わったことがありますが、本当に、条例作りは大変です。同時に、議会の委員会とかで説明をしなければいけないものですから、1日かけても委員に理解してもらえず、2日間かけて集中審議でやられたことも実際に体験しています。やはり理念的なことを条例の中に組み込むことになるかと思います。基礎的なことをお伺いしますが、今まで富士市のまちづくりは、要綱もしくは要領で運営してきたのですか。

(G 委員)

そういったものはありませんね。

(事務局)

ございません。

(I 委員)

そうしますと、「何のためのまちづくりか」という位置付けがまったくなかったのですね。

(G 委員)

位置付けが一切ないので、まちづくり推進会議の議長というのは飾りものですよ。あそこの団体とうまくやってください、この団体とうまくやってください、ということ、中へ入ってまとめていくという、それくらいの役割ですよ。

(I 委員)

行政が、各地区にまちづくりをやってくれというときに、こういう位置付けのもとにこうやっていますというものがなくて、どこでこれは規定されているのですかという話になってしまいますよね。少なくとも要領・要綱の中で、定めていきませんか、まちづくりに携わる人たちは、どこに位置づけられているとか、何を根拠としているのかとか、そういう原理原則のところが見えないところが問題になると思います。

(G 委員)

ちょっと聞いてみたいのですが、まちづくり推進会議に、正副議長会議という会議を持っていますか。私の地区では、まちづくり推進会議の正副議長というのは、私が議長で、区長会長、それから生涯学習推進会会長が副議長、この3名によって、いわゆるまちづくり推進会議の正副議長会議をやります。そのときに何をお願いするかというと、区長会長と生涯学習推進会会長が来ますから、まちづくり推進会議の主催行事について区長会長と生涯学習推進会会長に頭の下げっぱなしですよ。そうすると、生涯学習推進会の5つの部がありますから、そこで生涯学習推進会会長が、各部長へと、こういう行事をやるから悪いけど頼むなということで、ひとつの年間の行事というのが成り立ってきているのです。他の地区もそうじゃないでしょうか。代表で出ている皆さん方が、各地区の現状を見ていると思いますが、どういう状況になっています。まちづくり推進会議には、まったく決め事がないのです。

(F 委員)

決め事がないということはないですよ。それぞれの地区にはそれぞれの規約がありますよ。

(A 委員)

今までのまちづくり推進会議というのは、しっかりした集合団体でなかったもので、ひとつの形としてまちづくり協議会を作ったということですね。ですから、まちづくり推進会議には、決定権というのはそんなになかったですよ。

(F 委員)

役員会を作ってやっていますよ。その中には、生涯学習推進会も入っています。

(A 委員)

うちの地区は行事で分けていましたね。お祭りは完全にまちづくり推進会議でやろうといった例です。そうした時に、まちづくり推進会議の議長が1年しか経験のない区長であろうと、1番トップに立ってやるというような形です。それと、まちづくり協議会について、先日全体会議をやったのですが、みんなまとまりがないですよ。もともと土台となる組織がないからだと思います。

(委員長)

先ほど、副委員長さんをご発言されたことを、実は私、掛川で経験していました。掛川もいろんな団体に関わりながらまちづくりをしているのですが、皆さん、その図式が分からないのですよ。どこでどういう風な方がどういう風に関わって、まちづくりが行われているかが、まったくわかっていないのです。それで、とにかくそれを一度整理してみましようというところから入ったのです。そうすると、H委員のところでは、23団体が関わりながら、まちづくり推進会議を構成しているのですよね、それぞれが役割を担っていて、その媒介の元でいろいろな行事が展開されているわけですよ。そういう形で23団体くらいあるわけですか。それぞれ団体って違うわけですよ。だから、基本的な富士市のコミュニティ活動の構成というのはどうなっているのかという図式をトレースしていくところから入ったのです。それで、相互の関連性とか相互関係というものがある中で、まちづくりが行われることによって、それぞれが補い合う関係ができあがってきますから、その補い合う関係こそが大事だということに行き着いて、その補い合う関係をさらに進めていくためにはどんな条件が必要なのかと、その条件をよりいっそう高めていくために、どんなことを保障したらいいのかというところで、条例作りのいろんな項目の議論になっていきました。だから、富士市のまちづくり、それぞれまちづくり推進会議のところまでやってきた事柄というのは、それぞれ違いはあるにしても、共通項と独自のところがあるわけですが、少なくとも共通項のところはどういう仕組みになっているのかというところの図式は、皆さんで了解して、それをさらにより良いものに高めていくためにはどんな条件が必要なのかという辺りで、条例に盛り込む内容的なものを考えてみるというのは、やり方としてはあるのかなという気はします。今まで、条例ありきの議論だけしていますけど、必ずしもそうではないということです。

(副委員長)

委員長は富士市の人ではありませんが、皆さんは富士市のベテランの役員ですから、自分の地区に、どういう団体がどのくらいあるというのは分かります。事務局で現状の資料を用意して貰えませんか。組織図的な要素や、概略の人員も、たぶん分かると思うので、早急に地区の各種団体がどう絡んでいるのか、資料を用意してもらえませんか。

(市民部長)

まちづくり協議会の設立に向けて、今まであったまちづくり推進会議の傘下の20~30ある団体の、テーマごとにグループ分けした組織図を各地区で作っています。それが、5月30日に、設立総会が全地区で終わりますと、全部の組織図が揃いますので、それを見ていただければと思います。防災とか、安全安心とか、そういうテーマで、その中の横のつながりを評価していこうということで作っていますので、今後、資料として提供できると思います。ですから、まちづくり協議会を作るときに、松野地区でそういう問題があったとかということは、ひとつの整理するタイミングかなとは思っています。今は、策定過程での、こんな形になりそうだというイメージはつかんでいますが、全部の地区が当然出てきますので、全部揃いましたら、皆さんに、どういふものかというものを、お示ししたいと思います。そうすればまたイメージが違ふと思います。

(J委員)

同じ画一のものを作っていこうというのではなくて、それぞれのものを、なるべく活かすように、それから、それがいつまでも持続できる、だんだんなくなっていってしまうのではなくて、今それぞれが盛んにやっているものを、持続してそれぞれがやっていくということですよ。

(市民部長)

最終目的が一緒の、同じような内容、同じようなテーマの活動は、かなりあるようです。そういうものが、

一緒になってやれば、相乗効果で、もっと効果が出るとか、あるいは、おたくの団体でこんなことやっているのだったら、うちも似たようなことをやっているから一緒にできないかとか、そういうものが発展的に、より良いものになっていくだろうという、そういう横の連携を目指しているところがあります。

(副委員長)

横断的な内容で整理をしていくということです。

(H委員)

横断的に整理をするのだけれど、現実的に整理できない部分もあるわけです。例えばB委員のところなんかは一緒になれないのです。あるいは県の関係の仕事をやられている団体なんかは一緒になれないのですよ。それも一緒にやろうと今やっているわけで、地域は、やれるところはやろうよと、大きい丸の半分くらいは関わってくださいと言って、やっとならば刺さったのです。それを全部拘束するような条例が作られちゃうと、ギクシャクしてしまうので、実態にあった条例を作るのは大変だということ、私の言ったことなのです。

(E委員)

役割・責務というところが難しいですね。

(I委員)

ですから私が先生に先ほど言ったのは、条例というのはあくまでも理念的なもの、多くを包括するもの、例えば今まちづくりでやっているのが、要綱ですか要領ですかと、先ほど聞いたのですが、要綱・要領で細かいところを規定すれば、ある程度の形はできるのではないかとということで、要領・要綱はありますかと聞いたのです。

(委員長)

基本的に市のコミュニティ、まちづくりというのはこういう方向でいきますという、理念的なものが今は何もないわけなので、それをきちっと明らかにして、踏まえて、まちづくり協議会ができあがっていく中で、それが活動しやすい環境を作るためには何が必要なのかという辺りを皆さんと議論していくということが必要だと思います。

(H委員)

おっしゃるとおりなのですが、27年前にまちづくり推進会議が発足したのです。その時には、それぞれの団体があったのです。その時になぜできなかったのかというのが、今戻っても仕方がないのですが、そこでやっていたら、今こんな苦労しなくても済んだのです。

(副委員長)

その時にそういう形を作らなかったから、今、先を見ながらやらなきゃいけないという行政の話で、さんざん我々も論議したのです。

(H委員)

結果として、27年間、無法地帯を歩いてきているわけです。

(副委員長)

もう時間も過ぎていきますね。

(委員長)

今日はここまでにしましょう。

6 その他、連絡事項（事務局から連絡）

7 閉会